

18 西審使第 24 号
平成 19 年 2 月 9 日

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市手数料の適正化について（答申）

平成 19 年 2 月 2 日付、18 西環ご第 288 号により諮問のありましたこのこと
について、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり
答申いたします。

記

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 13 年西東京市条例第
127 号）における一般廃棄物処理手数料（家庭ごみ）の改定について、次の内容
に改定することが妥当である。

（改定内容）

指定収集廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装）の手数料

ミニ袋（5 リットル相当）	1 袋につき 10 円
小 袋（10 リットル相当）	1 袋につき 20 円
中 袋（20 リットル相当）	1 袋につき 40 円
大 袋（40 リットル相当）	1 袋につき 80 円